

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2022年4月1日から2026年3月31日

### 2. 目標と取組内容・実施時期

(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標)

目標1 ; 総合職新卒採用の女性割合(3年平均)を20%とする。

(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標)

2022年4月～ 会社説明会にて現在の女性社員の活躍を積極的に紹介

2022年8月～ インターンシップ等で女性社員との座談会を実施

2023年4月～ 人材開発室による定期的な面談により近況の聞き取りや業務の見直しを行い、  
新人並びに中堅層の定着をはかる。

(次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

目標2 ; 年次有給休暇の取得促進。全社員6日以上にする。

2022年4月～有給奨励日をもうけ有休取得の推進を実施する

2022年10月～休暇を取得しやすい組織作り。現場情報を共有してチーム戦を推進

2023年4月～上長へ定期的に年次休暇取得状況の一覧を開示する。

## 情報公表項目

### 採用した労働者に占める女性労働者の割合

全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
16.67%	30.00%	11.54%

※対象期間：2022年10月1日から2023年9月30日まで

以上